ビショッピング

購入トラブルに

ならないために

返品条件は

. 何日で

方的に送り返しても 解決にはなりません

Kさんのケース (77 歳 男性)

もう1個ついてくるという。 てくる。コマーシャル終了後 き、6カ月間定期的に送られ と、健康食品の通信販売のコ から30分以内に申し込めば、 マーシャルが流れた。 Kさんは早速電話をし、「コ 飲むと手軽に健康が維持で Kさんがテレビを見ている

Kさんは、よく聞かずに「ハ イハイ」と返事をし、電話を について説明をしていたが、 特徴や使用上の注意、返品 康食品を注文する」と伝えた。 マーシャルで宣伝していた健 電話受付の女性は、 商品の

きくて飲みにくく、飲んでも 体に変化を感じなかった。 後日、届いた商品は粒が大

> が、それはできないと断られ ほしいと販売会社に電話した Kさんは、今後は送らないで 「もう要らない」と思った

たと思った。 残っている商品を一方的に会 社に送り返し、これで解決し 怒ったKさんは、手元に

支援センターに相談をした。 送られてきたため、消費生活 しかし、翌月も健康食品が



に確認し

会社が定めた「返品特約」に従うことになりますので、 文前に確認しておくことが大切です。 通信販売では、解約・返品の可否、条件、 期間等は販売

☆お困りの時は消費生活支援センターにご相談ください。 ☆すぐに注文しないでよく考えましょう。 ☆録画しておくのもよいでしょう。 ☆確認した事は必ずメモをし、メモは保管しましょう。

注文前のチェックリスト の際に確かめる機会があります。必ず CMの画面や司会者の説明、電話受付

- |販売会社名は?]連絡先(電話番号)は?
- 商品名は?

金額は?

- |代金の支払い方法は?
- 商品番号、色、サイズ 等に間違いはないか?
- 一解約・返品・交換でき |放送日時、番組名は?

解約・返品・交換できる場合 確認し、メモをしましょう。

- □どんな場合に解約・返品・
- 交換できるか?
- |届いてから何日までに連 絡すればいいか?
- |返送料はどちらが負担す ※届いた日をメモしましょう

強くしようと使用量が増えることがありま

使っているうちににおいに慣れ、

においを

スタンプを貯めて、ちょっと嬉しいプレゼント

された芳香の強さを参考にしましょう。

商品を選ぶ際にはサンプルや、

表示に記載

す。使用量が過度にならないようにしま

しょう。

(3

消費者契約法は、

事業者の不適切

な

す。 維を柔らかくするもので をソフトに保ち傷んだ繊 柔軟仕上げ剤は、 衣類

えが広がっています。 香りの強い商品の品ぞろ 最近は、 方で柔軟仕上げ剤を 微香に加えて





うぷっ…

消費生活の

くらしに ちょっと役立つ

分にとって快適なにおいでも他人は不快に においの感じ方には個人差があります。

感じることがあることを認識しましょう。

豆知識

地域包括支援センターや市町村役場で配布 を受け取ります。 している「コバトンお達者倶楽部カード. 「コバトンお達者倶楽部」 楽しく元気にお出かけ で

10個貯めると、お店からプレゼントがあります! 65歳以上の 方がご利用 できます。 -部、未実施の市町村有り

登録店の中からお店を1つ決め、そのお店

で買物や飲食をしてスタンプを押してもらい

しています。 たり、 約した場合に、 費者が判断を誤 行為によって、 困惑して契

業者に なかった、自宅に来た事 うな事実をわざと言わ ためらう理由になりそ を言った、将来どうなる 定した、消費者が契約を 上がり確実」などと断 か分からない商品を 実と異なるようなこと 者が消費者に対して事 為とは、勧誘の際に事業 の契約を取り消せると 事業者の不適切な行 「帰って欲しい

なければな

ています。

するといった相談が増え

すぎて、

頭痛や吐き気が

の洗濯物のにおいがきつ 止まらなくなった、隣人 使用したところ、せきが

守ります

消費者の利益を りません。 条項は無効になります。 あっても、消費者に一方 すく説明し 容を消費者に分かりや 的に不利になるような 事業者は、契約の内

約の内容を理解してか 説明を求めるなど、 提供された情報を活用 ら結ぶことが大切です。 消費者は、事業者から 分かるまで事業者に

かったなどです。 いくら契約書に書い 事業者が帰してくれ りたい」と言ったのに と言ったのに居座られ また、この法律では、 販売会場などで「帰

っ

消

そ

2 048-261-0999 **2** 049-247-0888 Ш : 2 048-524-0999 **2** 048-734-0999 熊

【受付時間】:9:00~16:00 (月~金) 川口は土曜日も受け付けています

・12月29日~1月3日を除く ※お住まいの市町村の窓口もご利用ください



編集・発行●埼玉県消費生活支援センター

:

日部

〒 333-0844 川口市上青木 3-12-18 SKIP シティ A1 街区 TEL: 048-261-0975 / FAX: 048-261-0962 E-mail: m4308776@pref.saitama.lg.jp /ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/72/